

今回のテーマ： ストックオプションの課税関係について

信託型ストックオプションの課税関係を受けて、5月30日に国税庁からストックオプションに対する課税（Q&A）が改めて公表されました。

ストックオプションに関する税務上の取扱い

勤務先から取得したストックオプションに係る一般的な税務上の取扱いは次のとおりです。

	種類	付与时	権利行使時	譲渡時
①	税制非適格ストックオプション (無償・有利発行型)	課税関係なし	権利行使時の株価－権利行使価額について給与所得課税	譲渡時の株価－権利行使時の株価について株式譲渡益課税
②	税制非適格ストックオプション (有償型)	課税関係なし (適正な時価で購入している場合)	課税関係なし	譲渡時の株価－権利行使価額－購入価額について株式譲渡益課税
③	税制適格ストックオプション	課税関係なし	課税関係なし	譲渡時の株価－権利行使価額について株式譲渡益課税

● 税制適格ストックオプションに該当するための要件

- ① 発行会社の取締役等に付与されたものであること
- ② その契約の基となった付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年を経過する日（設立の日以後5年未満の会社で、非上場会社であることその他の要件を満たす会社である場合には15年）までの間に権利行使を行わなければならないこと
- ③ 権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと
- ④ 1株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の当該契約の締結の時における1株当たりの価額相当額以上であること
- ⑤ 当該ストックオプションについて、譲渡が禁止されていること
- ⑥ 当該ストックオプションの行使に係る株式の交付が、会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものであること
- ⑦ 発行会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結された取決めに従い、金融商品取引業者等において、当該ストックオプションの行使により取得した株式の保管の委託がされること

お見逃しなく！

税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額については、所得税基本通達23～35共-9の例（例：その株式が金融商品取引所に上場されている株式等である場合は、公表された最終の価格、売買実例がある場合には、最近において行われた売買のうち適正と認められる価額、権利行使日等における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額など）により算定され、株式の交付の際に、給与所得に係る源泉所得税の徴収が必要となります。